

# 介護保険料を改定しました (65歳以上対象)

問合 高齢介護課

介護保険は40歳以上の皆さんの介護保険料が支えています。

このたび、第9期介護保険事業計画に基づき、65歳以上の介護保険料を改定しました。

介護保険料は、所得に応じた負担をいただく観点から、低所得者層の負担の上昇を抑え、高所得者層の負担割合を引き上げ、保険料段階の区分を12段階から15段階へ変更しました。

※第1～3段階までは、保険料軽減措置を実施し、年間保険料を減額しています。

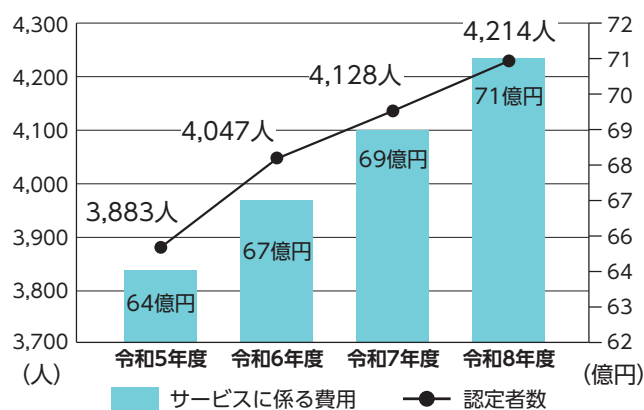
被保険者の保険料は、前年中の所得に基づき7月に決定しますが、4月～6月は仮の保険料額を納付します。

区分	対象者	第9期 (R6～8年度保険料)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で市民税非課税世帯の人 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円以下の人	3万6,860円 【減額後】2万3,080円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	5万2,650円 【減額後】3万6,450円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない人	5万5,890円 【減額後】5万5,490円
第4段階	世帯員に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で、課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円以下の人	7万1,290円
第5段階	世帯員に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で、課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円を超えている人	8万1,010円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	9万3,160円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	10万5,310円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	12万1,510円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	13万7,720円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	15万3,920円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	17万120円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	18万6,320円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	19万4,420円
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	20万2,530円
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	21万630円

## なぜ、保険料が上がったの？

介護保険制度は、介護の必要な人が費用の一部を負担することでサービス利用ができるようになっています。この財源は、被保険者が納める保険料と国・府・市の負担金です。

今回の見直しでは、75歳以上の割合が上昇することに伴い介護が必要な人が増加し、サービスの利用が増え、費用が大きくなることが見込まれるため介護保険料が上がりました。



※やむを得ない事情により保険料の納付が困難になった場合など、保険料の減免を受けられることがありますので、ご相談ください。

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

# 令和6年度から保険料率が変わります

### 【令和6・7年度の保険料の算定方法(大阪府)】

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直しています。  
令和6年度の保険料および納付方法は、7月にお知らせします。

年間の保険料 (賦課限度額80万円)(※1)	=	均等割額 被保険者1人当たり 5万7,172円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率(※2) 11.75%
---------------------------	---	-------------------------------	---	--

令和6・7年度の保険料率は国の医療保険制度改革(※3)により上昇しますが、上昇を緩和するため令和6年度は激変緩和措置が設けられます。

※1 賦課限度額…S24年3月31日以前生まれ、または障害認定により資格取得した加入者は73万円

※2 所得割率……賦課のもととなる所得金額が58万円以下の人は、軽減用の所得割率10.94%を適用

### 保険料の軽減

①均等割額の軽減 世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額(5万7,172円)が軽減されます。

軽減後の均等割額(年額)		同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
7割軽減	1万7,151円	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えないとき
5割軽減	2万8,586円	基礎控除額(43万円)+29万5,000円(※4)×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えないとき
2割軽減	4万5,737円	基礎控除額(43万円)+54万5,000円(※4)×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えないとき

※4 判定に使用する金額が変更になり、対象者が拡大します。

- 5割軽減 29万円→29万5,000円
- 2割軽減 53万5,000円→54万5,000円

②会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

ただし、上記①の7割軽減に該当する場合、軽減割合は7割軽減が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象外。

③注意事項

軽減対象となる人の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市から提供する所得情報に基づいて行います。所得情報がない場合は、判定ができないため市の後期高齢者医療担当窓口への簡易申告などが必要です。

対象者には、6月に簡易申請書を送付しますので、期限までに必ず提出してください。



### ※3 国による医療保険制度改革の主な変更点

①出産育児一時金への支援。

②現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療において高齢者が負担する保険料の割合が見直されました。



問合せ 保険年金課

大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課 ☎06・4790・2028

# 自宅から市役所へ手話で問い合わせができるようになります！

問合 障がい福祉課

公共施設などに設置している「遠隔手話通訳サービス」を拡充し、4月から自宅にしながら、スマートフォン・タブレット端末を利用して手話またはチャットで市役所へ問い合わせができるようになります。

**日時** 市役所開庁日 午前8時45分～午後5時15分

**対象** ろう者、聴覚に障がいのある人 **利用できる連絡先** 市役所

## 〈利用方法〉

- ①お持ちのスマートフォンで市ホームページを検索し、「障がい福祉課」→「手話で市役所へ問合せ」を押す。
- ②出てきたバナー内の「通話開始」または「文字チャット」を押す。
- ③手話通訳者が画面に現れますので、手話通訳者を通して市役所へ問い合わせ。

※長時間の問い合わせや相談などは、意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）をご利用ください。



# 優しいまちづくりを一緒にしませんか

市内で広がりを見せるバリアフリー事業

問合 障がい福祉課

助成限度額まで

## 100%助成します!!

障害者差別解消法が改正され、4月から事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。市では「暮らしやすい地域づくり推進事業」として、障がいのある人も飲食店・物販店・医療機関などを利用しやすいよう、コミュニケーションツールの作成費、移動や会話に使う物品の購入費、バリアフリー化に伴う工事費などの助成を行います。

合理的配慮の提供に協力いただける店舗や事業所を応援します。

**対象** 市内の飲食店・物販店・医療機関など、不特定多数の人が利用する事業を行う店舗や事業所

**補助の対象**

	工事施工費	物品購入費	コミュニケーションツール作成費
<b>助成限度額</b>	<b>20万円</b>	<b>10万円</b>	<b>5万円</b>
<b>対象例</b>	和式トイレの洋式化／手すりの設置／段差の解消 など	筆談ボード／折りたたみ式スロープ／音声拡声器／昇降テーブル など	点字メニューや会話ボードの作成 など

※バリアフリー法において建築物移動等円滑化基準への適合が義務（または努力義務）付けられている事業所は対象にならない場合があります。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

## 【手続きの流れ】

障がい福祉課に事前相談・申請のうえ、交付決定を受けてから作成・購入・工事を行ってください。申請前の作成・購入・工事は助成の対象外です。

詳しくはこちら



## 優しいまちづくりの一例

段差で進めない



スロープを設置

進みやすい！



聴覚障がいがある



筆談ボードを購入

筆談で話せる！



# 市内の「がんばる」団体の事業に補助金を交付します

問合せ 市民協働推進課

## ■助成制度の概要

この補助金は令和6年度に行う「事業」が対象です。団体の運営や活動全般について補助するものではありません。補助期間や限度額など、詳しくは市民協働推進課にお問い合わせください。

※「泉大津市がんばろう基金」が活用されている事業には右のロゴが入ります。



種類	自立促進事業補助金	公益活動活性化事業補助金	人材育成事業補助金
申請期間	4月1日(月)～5月17日(金)	4月1日(月)～7月12日(金)	
目的	立ち上げ期における市民公益活動の自立を図る	市民公益活動の活性化、団体の自立強化、市民理解の増進を図る	市民の地域づくりに関する知識および技能の習得、人脈の構築などを図る
設立年数	5年未満	制限なし	
審査方法	6月中旬実施予定の公開プレゼンテーションで、審査委員会が評価	書類審査	
対象事業	具体的な市民公益活動事業	①市民公益活動団体の自立の強化事業 ②継続的な市民公益活動の推進事業 ③市民公益活動団体が行き届く活動に対する市民理解の推進事業 ④地域コミュニティの活性化事業	①啓発事業 ②専門家招へい事業 ③調査研究事業 ④能力開発事業
※いずれかに該当し、かつ補助団体が新たに行う事業が対象			

**申込** 申請書(市民協働推進課で配布。市ホームページからダウンロードも可)を市民協働推進課へ提出。

## 「泉大津市がんばろう基金」の寄附にご協力をお願いします。

制度の運営には、皆さんの応援が何よりも大切です。ぜひ、寄附のご協力をお願いします。

## ふれあいバスの土曜日運行について

問合せ 福祉政策課

平日のみ運行していた「ふれあいバス」について、4月から土曜日も運行します。

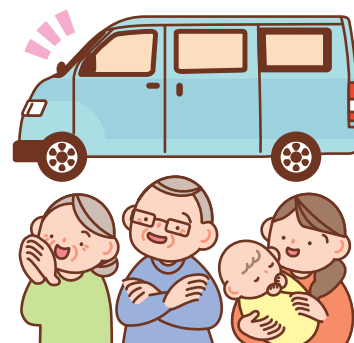
なお、9月16日(祝)・22日(祝)、10～11月の日曜日および祝日も同様に運行します。

### 乗車できる人

60歳以上の人、障がい者手帳を持っている人、妊産婦、乳幼児連れの人、対象者の介添え者など。車いすを利用する人は、介添え者と一緒に乗車をお願いします。

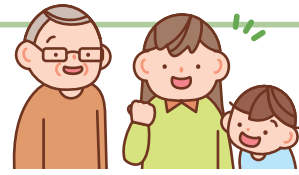
### 利用料 無料

**運行日** 平日・土曜日(日曜日、祝祭日、年末年始の12月29日～1月3日は運休)



## ■南・北公民館クラブ入会者募集

各クラブは、代表者を中心に自主運営を行っており、定員になるまで随時募集しています。詳しくは、南・北公民館へお問い合わせください。



### 南公民館

楠町西1-7

TEL 0725・33・1764 FAX 0725・33・1300

**開館時間** 午前9時～午後9時 ※日曜日は午後5時まで

**休館日** 月曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

※月曜日が祝日の場合は、その翌日の火曜日も休館

南公民館では、下記以外に、「パソコン講座」「やさしいピラティス」「夏休み！わくわく教室」などの講座も予定しています。各年代が楽しく学習できる講座があります。皆さんも、ぜひ参加してください。



### 〈令和6年度 南公民館クラブ一覧〉

区分	クラブ名	曜日	開始時間
文化	楽しい英会話(初級英会話)	火(月3回)	午後7時
	Jump-up class(初級日常英会話)	金(月4回)	午後2時
	ニハオ 你好チャイナ(中国語会話)	第1・3水	午後7時
	楽しいパソコンクラブ	第1・3木	午前10時
	わかばパソコンクラブ	第1・3金	午前10時
	短歌クラブ「 <small>こだま</small> 」	第3木	午後1時30分
書画・写真	書志会(書道)	第1・2・4木	午前9時30分
	水墨同好会(水墨画)	第2・4金	午前9時30分
	写真クラブ	第3火	午後7時
	ポナンザ(洋画)	第2・4火	午後1時30分
	南水彩(水彩画)	第2金	午後1時30分
	絵手紙クラブ	第1・3火	午前10時
料理	さくら(料理)	第1水	午前9時30分
	友禅(和裁)	第1・2・3木	午前9時30分
	西陣(和裁)	第1・2・3火	午前9時30分
	よそおい会(着付)	水(月4回)	午前9時30分
	着付ききょうの会	第1・3水	午後1時30分
体操・踊り	すこやか体操	火	午前10時
	ヨーガクラブ	木	午前9時30分
	ヨーガⅡ	水	午後1時
	ヨーガⅢ	第1・2・4土	午後1時15分
	健康体操クラブ	木	午後1時30分
	ハワイアン・フラ	第2・4金	午前10時
	五月会(民踊)	金	午後1時

区分	クラブ名	曜日	開始時間
体操・踊り	民踊の会奄美	木(月3～4回)	午前9時
	少林寺拳法(満5歳以上)	水・土	午後6時30分
	健康太極拳	第1・3・4土	午後1時30分
	子どもバレエ(満3歳以上)	金(月4回)	午後4時
	モンキーキッズ(子ども体操) (年中～小学2年生)	火(月2～4回)	午後3時15分
	モンキーⅡ(子ども体操) (小学3～6年生)	木(月4回)	午後6時
音楽	楠卓心会(卓球)	火・土(月4回)	午前9時(土) 午後6時30分(火)
	唄うフレンド(カラオケ)	火(月3回)	午後1時30分
	青い鳥(カラオケ)	第1・2・3木	午後1時30分
	カラオケ「シクラメン」	第1・2・3土	午前10時
	民謡白龍会	第2・3・4日	午後1時
	大正琴「夢」クラブ	第1・3木	午後1時
	カナリア(オカリナ)	第1・4木 第2・3木	午後6時 午後1時30分
	愛唱歌クラブ「カトレア」	第1・3・5金	午前10時
	泉大津ハーモニカクラブ	第1・3金	午後1時30分
	箏曲「雅会」	木(月4回)	午前9時
手工芸	アロハウクレレ	第2・4金	午後1時30分
	すみれ(手芸)	第2・4金	午後1時30分
	七宝焼	木	午後1時
	陶光会(陶芸)	第2・3土	午後1時
陶楽会(陶芸)	木	午後1時	

# 南・北公民館 講座・クラブの入会募集！

市内には、南公民館と北公民館があり、市民の皆さんの教養や生活・文化の向上のために活動をしています。また、誰もがいつでも学習できる場を目指して、趣味・教養講座などバラエティーに富んだ講座を開設しています（今月受け付けの講座は「情報かわら版」をご確認ください）。

公民館は、市民の皆さんの明るい憩いの場です。文化・学習活動との出会い、人と人との出会いを求めて、あなたもちょっと立ち寄ってみませんか。

## 北公民館

東助松町4-8-4

TEL 0725・23・0505 FAX 0725・23・0566

**開館時間** 午前9時～午後9時 ※日曜日は午後5時まで

**休館日** 月曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

※月曜日が祝日の場合は、その翌日の火曜日も休館

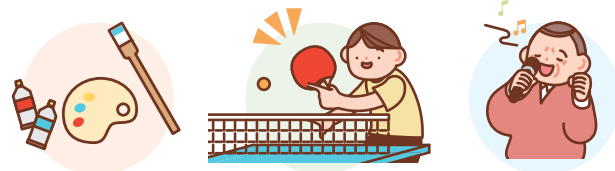
北公民館では、文化・芸術・体操など、さまざまなクラブがあります。クラブでは、横のつながりを大切にしています。皆さんも、ぜひご参加ください。



### 〈令和6年度 北公民館クラブ一覧〉

区分	クラブ名	曜日	開始時間
文化	歴史クラブ	火(月2回)	午後1時30分
	囲碁クラブ	木・日	午後1時
	手話	土(月2回)	午後1時30分
	アミーゴ(マジック)	日	午前10時
	俳句あおひさご	日(月1回)	午後1時
	楽しい英会話<YAK>	水(月2回)	午前10時
	子ども英会話 水	水(月3回)	午後3時20分
	子ども英会話 土	土(月3回)	午前9時
	春日詩吟	木(月4回)	午前10時
	上條吟遊会(詩吟)	第2・4水	午後1時30分
	子ども将棋	第2・4日	午後1時
	書画	硯会(書道)	火(月3回)
香友会(書道)		金(月3回)	午後2時
上条洋画		木(月3回)	午前9時30分
絵手紙		第2木	午後1時30分
有泉会(色紙絵)		第3木	午後1時30分
アザレア会(絵画)		土(月4回)	午後2時
あじさい会(絵手紙)		火(月1回)	午後1時
茶華道	雅会(茶道・裏千家)	火	午前9時
	桜会(茶道・煎茶)	第2・4火	午後1時
服飾	着付け	土(月3回)	午後2時30分
料理	パテスリー(洋菓子)	第2金	午前9時
	パンブキン(パン・お菓子)	第3・4日	午前9時

区分	クラブ名	曜日	開始時間
手工芸	とうゆうかい 陶友会(陶芸)	火(月4回)	午後1時30分
	七宝会(七宝焼)	第2・4木	午前10時
音楽	野ばら(カラオケ)	土(月4回)	午後2時
	ふじみかい 藤美会(日本民謡)	水(月3回)	午後1時30分
	きんせんかい 琴泉会(大正琴)	水(月3回)	午後1時
	アルハンブラ(ギター)	土(月3回)	午前10時
	たんぼぼ(歌と演奏)	木(月4回)	午後1時
	辻野家音頭愛好会(音頭)	日(月3回)	午後1時
	コーラススマイル	第1・3水	午前10時
	ミッキー・マウス(親子体操)	第2・4金	午前10時
	アンパンマン(子ども体操)	金(月3回)	午後3時20分
	ひまわり(ソフトエアロ)	木(月4回)	午後1時
体操・踊り	いずみお祭りほうぶたい 泉大津龍舞隊(中国武術)	火(月4回)	午後6時30分
	太極拳クラブ	日(月4回)	午後1時30分
	気功クラブ	日	午前10時
	球友会(卓球)	木	午後6時30分
	卓友会(卓球)	土	午後1時
	赤い靴(社交ダンス)	金	午後6時45分
	エンゼル(社交ダンス)	土	午後6時
	ひふみかい 一二美会(新舞踊)	火(月3回)	午後6時30分



# 地域環境基金活用事業を紹介します

問合 環境課

可燃ごみ指定袋の手数料収益を積み立てた地域環境基金は、「ごみ減量」「環境教育」「脱炭素社会」の推進に活用しています。

## ●「ごみ減量」「脱炭素社会」の推進に役立つ機器の設置・購入に補助金・助成金を交付します！

対象機器	申請時期	対象者	要件
生ごみ処理機	購入前	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有している。</li> <li>・(自転車以外)自らが居住する住宅に設置</li> <li>・(自転車)本人又は同一の世帯員が使用</li> <li>・同一の世帯員を含めて、市税などの滞納がないなど</li> </ul> ※対象機器ごとに、申請期間、対象経費、補助金額、補助予定件数などの要件があります。詳しくは、ホームページをご確認ください。
<b>〈拡充〉</b> 幼児2人同乗用自転車	購入後		
太陽光発電システム			
高効率給湯器 (エコジョーズ、エコキュート、エコワン)			
家庭用燃料電池(エネファーム)			
蓄電池			
V2H			
<b>〈新規〉</b> 窓断熱改修(複層ガラスへの交換など)			
省エネ家電(冷蔵庫・エアコン)			
EV用充電スタンド	購入前	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の人が訪れる商業施設などの駐車場に設置(従業員専用など、特定の人しか利用できない駐車場は対象外)</li> <li>・市税などの滞納がない など</li> </ul>

ホームページは  
こちら

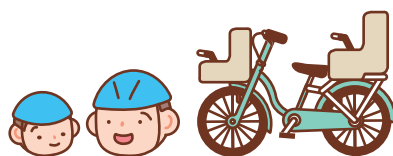


## ●自転車(幼児2人同乗基準適合車)購入要件を変更しました

**対象** 子ども(未就学児) 1人から

**条件** ・市内店舗での購入のみ

・保護者および子どもがヘルメットを所有している



## ●令和6年度は以下の事業にも取り組みます

**ごみ減量** ・有価物集団回収助成事業 ・不法投棄防止啓発事業 ・食品ロス削減推進事業 ・4R推進事業  
・小型家電リサイクル推進事業

**環境教育** ・環境教育図書等拡充事業 ・環境体験学習推進事業 ・環境問題啓発事業 ・環境教育推進事業  
・仲よし学級運営事業 ・次世代のための環境学習推進事業

**脱炭素社会** ・緑のカーテン推進事業 ・ゼロカーボンシティ推進事業 ・緑化推進記念樹等助成事業

## ●地域環境基金の使い道について、アイデアを募集しています

**提出先** ▶メール kankyou@city.izumiotsu.osaka.jp

▶ファクス 0725・22・6040

▶郵送 〒595-8686 環境課

▶持参 環境課窓口でご提案ください。

詳しくはこちら



## ●太陽光発電システムを設置される人へ

太陽光発電システムの設置方法により「反射光」「騒音」「電磁波」などのトラブルが発生する可能性があります。

設置する事業者(工務店など)とトラブルの可能性も含め、設置場所や方法などを十分に相談・確認をお願いします。

詳しくはこちら

